

国 自 整 第 50 号  
令 和 8 年 6 月 1 日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）」別紙6.に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日、国自整第49号。）以下単に「通達」という。）」において定めたところ。

通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達2.（4）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

については、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

1. 手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

2. 検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

### 3. 年次検査の実施方法等

- (1) 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。
- (2) 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下 3 桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。
- (3) 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。  
なお、上記によらない場合は、再度受検を行うものとして改めて手数料の納付を行わせること。
- (5) 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。
- (6) 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。
- (7) 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、2 年間保存すること。

### 4. その他

- (1) 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。
- (2) その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽協関係者で協議し実施すること。

以上